

【担当窓口】三豊市役所 2 階 地域戦略課

電話 0875-73-3011 メール chiki@city.mitoyo.lg.jp lg=エルジー

Q 1 どのような人が申請できますか。

下記の要件をすべて満たす方です。

【三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条】

- (1) 夫婦いずれかが、令和5年4月1日以降に市外から定住の意思をもって、本市に転入していること。
- (2) 補助金の交付申請をする日(以下「申請日」という。)の属する前年度の1月1日から事業年度の3月31日までにおいて婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。

◎事業年度とは

4月1日～翌3月31日の期間を言います。

- (3) 申請日時点での所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額(以下「世帯の所得額」という。)が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っているときは、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

◎所得とは

- ・給与所得者：1年間の給与等の収入金額 - 紹介所得控除額
- ・自営業者：1年間の売上金額 - 必要経費

※複数の所得がある場合は、合算します。

- (4) 補助対象となる世帯の住宅が三豊市内にあること。
- (5) 夫婦いずれもが申請日において三豊市に住民登録をし、現に居住していること。
- (6) 夫婦いずれもが婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は補助金と重複するほかの公的給付を受けていないこと。
- (8) 夫婦の双方または一方が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有すること。
- (9) 夫婦いずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。
- (10) 夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。
- (11) 夫婦いずれもが、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (12) 夫婦いずれもが、別表に掲げる住宅に係る補助又は市長が適当でないと認める補助を受けていないこと又は受ける予定がないこと。ただし、当該補助が請負工事契約が別かつ工期が別である第4条第1項第2号に規定するリフォーム費用に係る補助の場合は除く。(Q 4 参照)
- (13) 夫婦いずれもが、市税に滞納がないこと。
- (14) 内閣府及び三豊市による本事業実施に係るアンケート等に協力すること。
- (15) 事業年度の前年度において請求した補助金の額が第5条第1項に定める限度額に達しなかった対象世帯(以下「継続補助対象世帯」という。)

Q 2 補助金の対象経費は何ですか。

補助金の対象経費は、事業年度に支払った住居取得費用またはリフォーム費用です。

【三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第4条】

(1) 住宅取得費用

婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要した費用で、市内業者が建築し、又は市内業者により購入したものであること。ただし、土地購入代は除く。

◎婚姻前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。（引き渡し証明書等により確認）

(2) リフォーム費用

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、市内業者により実施したリフォーム工事であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く。

◎婚姻前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施（発注契約）した当該住宅のリフォームであること。（契約書、請書により確認）

(3) 住宅賃借費用

○婚姻を機に新たに住宅を賃借した場合

礼金及び仲介手数料並びに賃貸借契約を締結した日の属する月の翌月以降に支払ったその住宅の賃料及び共益費の合計額。

○夫婦の一方が婚姻前に契約し居住している住宅に婚姻を機に他方が後に居住した場合

婚姻した日の属する月の翌月以降に支払ったその住宅の賃料及び共益費の合計額。

3親等以内の親族が所有し、又は経営する物件に賃貸借契約を締結し、居住している場合や公営住宅、特定公共賃貸住宅、その他の公的賃貸住宅若しくは勤務事務所の官舎又は雇用促進住宅、社宅若しくは社員寮に居住している場合は除く。

(4) 引越し費用

婚姻に伴う引越し費用のうち、引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費を対象とする。ただし、不要になった家財道具の処分に係る費用は除く。

Q 3 補助額はいくらになりますか。

下記の金額を上限とします。

【三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条】

婚姻日における年齢が

- (1) 夫婦ともに29歳以下の世帯 60万円
- (2) 夫婦のいずれかが30~39歳の世帯 30万円

◎継続補助対象世帯については、当該額から前年度に交付を受けた補助金の額を差し引いた額を上限とする。

Q 4 国、市の補助金とは併用できますか。

下記の補助制度との併用はできません。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業および集合住宅の省CO2化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

- ・ 三豊市浄化槽設置整備事業補助金
- ・ 三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金
- ・ 三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金
- ・ 三豊市スマートハウス等普及促進事業補助金

※住宅リフォームにおいては、請負工事契約が別かつ工期が別の場合は併用できます。

Q 5 申請手続きはいつしたらいいですか。補助金はいつ受け取れますか。

申請期間は、毎年4月1日～翌3月31日です。

① 婚姻届が受理され、②住宅取得費用またはリフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の支払い（該当費用）が完了し、③夫婦いずれもが補助対象住宅に居住（住民票を異動）していれば、申請手続きができます。必要な書類をそろえて、地域戦略課に提出してください。ただし、毎年度、予算の範囲内の受付となりますこと、ご留意ください。

また、補助金の支払いについては、申請日から1か月前後で指定口座に振り込みます。

Q 6 申請にはどのような書類が必要ですか。

申請時には、三豊市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）と下記の書類を揃えて、地域戦略課へご提出ください。契約書や領収書などは、事前に申請者自身でコピーしておいてください。書類に不備がある場合は、受付できません。

【三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条】

- (1) 転入者本人（夫婦双方又は夫婦いずれか）の戸籍の附票
- (2) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し

◎婚姻届受理証明書は、提出した自治体で発行しています。

◎戸籍謄本の写しは、本籍地の自治体で発行しています。

窓口で渡された用紙が「写し」です。コピーではありません。

(3) 夫婦それぞれの所得証明書 (1~5月：前々年分、6~12月：前年分)

◎所得証明書は、申請する年度の属する年の1月1日に住所がある自治体で発行しています。

令和6年度に申請する場合は、令和6年1月1日に住んでいる市区町村です。

三豊市では、税務課または各支所で発行しています。窓口で記入する「税証明等交付申請書」は、「所得証明」の欄にチェックを入れてください。

(4) 奨学金返還証明書または年間返済額が分かる書類 (貸与型奨学金の借入れがある場合)

◎期間は、所得証明書と同一とします。

(5) 世帯全員の住民票の写し (続柄及び世帯主を表示)

◎住民票の写しは、市役所市民課または各支所で発行しています。窓口で記入する「住民票の写し等証明書 交付申請書」は、「住民票／全員」の欄に1通と記入し、「記載内容」の「世帯主・続柄」にチェックを入れてください。

窓口で渡された用紙が「写し」です。コピーではありません。

(6) 夫婦それぞれの市税に滞納がないことの証明書

(7) 市内業者の市税に滞納がないことの証明書(住宅取得、リフォーム費のみ)

◎市税に滞納がないことの証明書は、市役所税務課または各支所で発行しています。窓口で記入する「税証明等交付申請書」は、「完納証明」の欄にチェックを入れてください。

◎申請日の1か月以内に発行されたものとします。

(8) 住宅取得費用の額と工事請負契約書又は売買契約書等のその内容が分かる書類(該当経費がある場合のみ)

◎新築やリフォームの工事：工事請負契約書のコピー（全ページ）

◎中古住宅の購入：売買契約書のコピー（全ページ）

◎業者が発行する領収書のコピーを提出してください。金融機関が発行する振込受付書のコピーでも可。

(9) リフォーム費用の額とその内容が分かる書類(該当経費がある場合のみ)

◎最終の見積書や内訳が記載された請求書を提出してください。

◎業者が発行する領収書のコピーを提出してください。金融機関が発行する振込受付書のコピーでも可。

(10) 住宅賃借費用の額と賃貸借契約書等のその内容が分かる書類(該当経費がある場合のみ)

(11) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額とその内容が分かる書類(該当経費がある場合のみ)

(12) 引越し費用の額とその内容が分かる書類(該当経費がある場合のみ)

(13) 住宅手当等支給証明書(様式第2号) (会社等に勤めている場合のみ)

(14) アンケート

(15) 債権者登録申出書

(16) 三豊市結婚新生活支援事業補助金交付請求書 (様式第4号)